

令和2年度 議会報告会 第1分科会 [総務委員会]

次第

1 本日の分科会の進め方

- (1) 開会
- (2) 市議会代表挨拶
- (3) まちづくり委員会(地域づくり委員会 地域自治会)代表者紹介
- (4) 自己紹介(総務委員)
- (5) 総務委員長挨拶
- (6) 委員会の活動報告(資料1)
- (7) 意見交換会(資料2～資料6、資料7(遠山ブロック))
- (8) まちづくり委員会等代表ご挨拶
- (9) 閉会

【memo】

別紙 分科会意見交換会におけるテーマ

第1分科会（総務委員会）①

| | |
|---------------------------|---|
| <p>テーマ</p> | <p>市民が誇りを持てる「環境モデル都市」「環境文化都市」の実現に向けて ～環境について大人も子どもも互いに学び合い、 共に実践する飯田市に～</p> |
| <p>テーマに係る 課題（背景）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響もあって、地方で生活することへの気運が高まりつつありますが、人口減少社会においてこれまでも各自治体が移住定住促進に躍起になって取り組んできています。<u>移住定住を促進するためには、自治体の持つ強みを磨き上げ、特化させ、それをブランドとして発信していく必要がありますが、それだけでは足りず、そのブランドを住民がしっかりと認識し、誇りにまで高める必要があります。</u>（シビックプライドの醸成） ・総務委員会では、このような考えの下、昨年の議会報告会において「市民が誇りを持てる『環境モデル都市』『環境文化都市』の実現」に向けて、まずは「身近な環境問題について」意見交換をさせていただきました。それを受けて、もう少し掘り下げたご意見を伺うと同時に、各地区の環境への取り組みをお聞きしたいとの思いから、<u>2月から3月にかけて17地区のまちづくり委員会の皆様方と「ゴミを捨てにくい環境づくり」をテーマに意見交換会を行い、300を超える貴重なご意見を伺うことができました。</u>意見交換会からは、各地区がそれぞれ地域の実情に合わせて環境に対し熱心に取り組まれていることを知ることができ、また「好事例の横展開」「数値や成果の見える化」「子どもたちの取り組み」など幾つかのキーワードを見出すことができました。また「リニアが開通して駅を降り立った時に『ゴミのないまち』と言ってもらいたい。」など、将来の飯田市の姿を思い描いて活動されておられることも教えていただきました。<u>頂いたご意見につきましては「ポイ捨て・不法投棄の現状」「ゴミ出しや集積所関連」「分別に関する事」など9の区分に分類し、それぞれの項目について担当課との勉強会を重ねて参りました。</u>今回は、それらの内容についてのご報告と共に、昨年から一歩進めて、「市民が誇りを持てる『環境モデル都市』『環境文化都市』にどうしたら近づけるか、「環境について大人も子どもも互いに学び合い、共に実践する飯田市」をどうしたら実現できるか、という観点から前述のキーワードに着目しての意見交換をさせていただきたいと思っております。 |
| <p>意見交換会で 話し合いたい点</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・まずは、17地区との意見交換会を受けて<u>担当課と行った勉強会の内容についてご報告</u>させていただき、それについてのご質問、ご意見をお聞きしたいと思っております。 ・3つのキーワードについて、「好事例の横展開」では、<u>他地区の事例を知る機会があるか、どうしたら横展開が図れるか</u>、「数値や成果の見える化」では、<u>環境に対し広く市民の皆様が日常生活での取り組みを進めるために、市民の皆様の環境に対するモチベーションを上げるにはどんなものが見える化することが効果的か</u>、また、将来この地域を担う「子どもたちの取り組み」について、<u>子どもたちの取り組みが大人の行動に影響を与えるのではないか</u>、という視点から<u>地域や学校として何ができるか</u>、といった点などについて意見交換をさせていただきたいと考えています。その上で、飯田市の目指すべき一つの姿に対する委員会のお考え方についてご参加頂いた皆様のお考えをお聞きしたいと思っております。 |

第1分科会（総務委員会）②（遠山ブロックのみ）

| | |
|----------------------|--|
| <p>テーマ</p> | <p>市民が安心してらせる防災・減災のまちづくり ～今後も予想される、豪雨災害における被害を最小限にとどめるには～</p> |
| <p>テーマに係る課題（背景）</p> | <p>・地球温暖化に起因するといわれる異常気象で、近年日本の各地で豪雨災害が多発しています。県内でも、去年は台風19号により東北信地方に甚大な被害が発生し、本年は6月末からの三六災の雨量を超えたとされる大雨が、市内各地に千箇所以上の被害をもたらした上、7月12日にはとうとう市民の生命が失われる事態が発生してしまいました。国も自治体も、限られた予算の中でハード面の整備を進めてきてはいますが、気象の変化のスピードにはとても追いついていないのが実情で、このままでいくと豪雨災害はいつどこで起きても不思議のないのが現実です。このような状況にあって、最優先されるべきは「命を守る」ことであり、今回のような事態を二度と起こしてはなりません。そのためには、自然災害に対する日頃からの備えが求められており、<u>自助・共助・公助それぞれの役割がしっかりと果たされることが重要です。これまで人的被害が発生する度に言われていることは、国や自治体が発する情報提供のあり方や伝達手段と、それを受けとめる住民の意識の持ち方です。</u>令和2年7月豪雨では長野県に初めて大雨特別警報が出され、<u>飯田市では7月8日に市内全域に「警戒レベル4の避難勧告」が出されましたが、この警報や勧告は市民にしっかりと伝わったのかどうか、どう受けとめたのか、避難行動につながったのかどうか、これからも予想される自然災害における被害を最小限に留めるためにも、今一度、自助・共助・公助のあり方を見直す機会としたい</u>と思います。</p> |
| <p>意見交換会で話し合いたい点</p> | <p>・<u>自助としての備えはどうか、例えば自治体から発せられる情報はしっかりと伝わっているか、警戒情報や避難勧告、避難指示等の理解は進んでいるか、避難勧告、避難指示が出された時に、迅速な行動がとれるか。</u> ・<u>共助の仕組みは、いざという時に機能するか。</u> ・<u>公助で不足していると思われる点は何か。これらについて、現状を教えてください意見交換をさせていただければと思います。</u></p> |

各地区まちづくり委員会との意見交換会で寄せられたご意見への対応

飯田市議会総務委員会

○開催状況 令和2年2月21日(金)～3月18日(水) 17地区

○対応状況 17地区からお寄せ頂いた300を超えるご意見について、まず内容別に次の9つの項目に整理分類した。Ⅰ.「各地区における独自の取り組み」Ⅱ.「ゴミを捨てにくい環境づくりへの言及」Ⅲ.「ポイ捨て、不法投棄の傾向」Ⅳ.「各地域のポイ捨て、不法投棄の現状」Ⅴ.「ゴミ出し、集積所関連」Ⅵ.「分別関連」Ⅶ.「ゴミ箱の設置」Ⅷ.「犬、猫、カラス関連」Ⅸ.「その他環境全般」このように整理分類したものを環境課に伝えると共に、委員会において各項目ごとに論点を整理し、総務委員会協議会勉強会において主管である環境課と意見交換を行い、次のようにまとめた。

Ⅰ. 「各地区における独自の取り組み」について

| 寄せられたご意見の集約と論点 | 環境課との勉強会における意見交換の状況 |
|---|---|
| ① 17地区との意見交換会では、それぞれに独自の取り組みをされていることが把握できたが、これらについて市として把握しているか。 | ・環境課として総てを把握している訳ではないが、各地区の自治振興センターの環境衛生担当は、地域の事務局として把握している。環境課でも、20地区環境衛生担当委員会と自治振興センターの担当職員を通じた情報把握に努めたい。 |
| ② 各地区の独自の取り組みを、好事例として横展開を図るべきではないか。 | ・地区環境衛生の委員長会を年3回行って、その都度意見交換は行っている。今年3月には各地区に照会をかけて調査を行い、この調査結果を全地区に配布して情報共有を行った。モデルとなる事例があるが、簡単には真似できないものもある。今後も引き続き情報共有を進めたい。 |

Ⅱ. 「ゴミを捨てにくい環境づくりへの言及」について

| | |
|---|---|
| ① 環境美化の促進には「ゴミを捨てにくい環境づくりが大切」ということが、17地区との意見交換では共通認識となったが、担当課としての認識は。 | ・認識は同じで、大切なことと捉えている。 |
| ② 「ゴミを捨てにくい環境づくり」に関しては、鷺流峡復活プロジェクトの取り組みが、成果も出ていて全国にも通用するモデルケースと思うが、どう活かしていくか。 | ・学ぶべきことが多い。相当の努力があったものと感じている。市では、環境美化重点区域の指定をして活動を支援しているが、指定箇所2ヶ所のうちの一つが「鷺流峡」である。それぞれの地区からの申請に沿って展開し、この鷺流峡の先進事例を参考に、支援を進めていきたい。 |

Ⅲ. 「ポイ捨て、不法投棄の傾向」について

| | |
|--|--|
| ① 全体としては減少傾向にあるが、地区によっては減っていないとの声もあり、担当課としては現状をどう捉えているか。 | ・全体として数年前と比べて、ポイ捨ても不法投棄も減ってきている。市民のモラルが大きく向上してきていると感じている。しかし、一方で特定のエリアで不法投棄が繰り返されている実態もある。ポイ捨てや不法投棄を減らすために、これらが違法行為であることの啓発による予防対策、ポイ捨て常習箇所看板や柵等を設置する物理的対策、見回り活動等による牽制抑止対策、不法投棄者の特定による指導対策等を地域住民の皆さんや関係機関と連携して取り組んでいく。特に、令和元年度からは警察とも連携し、不法投棄者の特定と指導体制を強化し、実績を上げている。 |
|--|--|

IV. 「各地域のポイ捨て、不法投棄の現状」について

| | |
|--|--|
| ① 各地区共通の現状として、特定の場所(人目につきにくく車が停めやすい、木や雑草が生い茂っている、耕作放棄地、川沿い、側溝など)に、ポイ捨てや不法投棄がされている。また、ポイ捨ての多くはコンビニのレジ袋に飲食料品の容器を入れたままの物が多い、とのことであったが、担当課の認識はどうか。 | ・同様の認識をもっている。コンビニ弁当のポイ捨てが多く、飲料容器ではビールの空き缶が多い。同じ物を同じ場所にポイ捨てする愉快犯的な人がいて、このような人には常識が通用せず、モグラ叩きのようになっている。 |
| ② ポイ捨てや不法投棄防止の看板設置について、効果があるとする意見とあまりないとする意見の両方が出されているが、設置効果をどう捉えているか。 | ・完全に防止できる訳ではないが、一定の効果はあると考えている。但し、常にポイ捨てしているような人には効果は薄いと思われる。環境課で防止看板を用意しているので、必要があれば申し出てほしい。看板の多言語化は検討したい。 |
| ③ 監視カメラに関する意見が多数出されたが、カメラ設置の効果をどう捉えているか。また、ダミーカメラについても意見が出され、看板と同様に効果が有るとする意見と無いという意見に分かれたが、どう捉えているか。 | ・監視カメラ、ダミーカメラ共に、防止看板よりは効果が高いと捉えている。監視カメラについては、犯人逮捕が目的であり、悪質なケースは市で対応している。ダミーカメラは、ダミーと知られると効果が薄れることもあるが、設置の効果は確認されており、補助対象にもなっているので活用してほしい。 |
| ④ センサーライトや防護ネットの活用については、どうか。 | ・基本的には、各地区に交付している「環境美化推進補助金」をご活用いただきたい。 |
| ⑤ 雑木、雑草、川沿いなど「ゴミを捨てやすい場所」への対応はどうか。 | ・「ゴミを捨てやすい環境」を改善するためには、本来の管理者である国・県・市(建設部等)に伝え、連携して活動していく必要がある。管理者に対し、直接では要望しづらい面があれば、環境課へご相談いただきたい。 |
| ⑥ 大型ゴミは、地元での処理が困難と思われるが。 | ・大型ゴミは減ってはいるが、まれに悪質な事案が発見される場合があり、始めから警察に関わってもらっている。すぐに地域で片付けず、環境課にご連絡いただきたい。 |
| ⑦ ポイ捨ては、地区外の人が通勤途中や、仕事の休憩時などに車から捨てるケースが多いのでは、との声があるが、どう捉えているか。 | ・通勤途中と思われるポイ捨ては、特定の人が繰り返しやっている。同じ場所に同じ物を捨てる傾向があり、特に夕方や夜間に捨てていると思われる。 |
| ⑧ 上記⑦のような状況があるのであれば、事業所を通じて、社員への周知を図ってほしいとの声があるがどうか。また、外国人を雇用している事業所では、外国人向けの指導が必要ではないか、との声がある。 | ・限られた者がポイ捨てしているため、事業所への指導は効果が薄いと考えている。外国人に対しては、集積所の未分別の事例が某事業所の研修生であったことから、会社に指導に入った事案はある。この事案は、悪意があるわけではなく、日本(飯田)の生活文化の違いから、困って行ったことなので、事業所に対し研修生に丁寧の説明するよう求めていきたい。 |
| ⑨ 美化活動に事業所単位で取り組んでいる事例が出されたが、これらをどう活かしていくか。 | ・地域や事業所によるゴミ拾いボランティアについては、自発的な取り組みであることを尊重し、ボランティア袋を市から提供している。昨年は10社以上に配布した。 |

V. 「ゴミ出し、集積所関連」について

| | |
|--|--|
| ① ゴミを出す場所について「住まいの最寄りの集積所」という決め事が徹底されていないのではないか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・集積所へのゴミ出しについて「市内のどこに出してもよい」という誤解が一部で伝わっているようだ。以前に環境課で、勤務先の近くにある集積所に出せるよう、地元の了解を得て例外的に許可した事例が市内に広まったのではないかと推測している。環境委員会の会議でもお願いしているが「住まいの最寄りの集積所」の利用が基本的なルール。誤った理解を払拭するため、必要に応じて周知徹底を重ねていきたい。 |
| ② 組合未加入者の集積所の利用について、疑問の声があるが。 | <ul style="list-style-type: none"> ・逆の立場から市長への提言には「地域から事情を知らされることもなく『一方的にゴミを出すな』と言われ、納得出来ない。」との意見もある。ルールを守り、未加入者も含め総ての人が集積所を利用できることが望ましい。 |
| ③ 組合未加入者、転居者、外国人等にゴミ出しのルールを守らないことが多い、との指摘があるが、現状認識はどうか。組合未加入者、転居者、外国人等ではそれぞれに対応の仕方が異なると思うが、どのように対応しているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・先入観は避けたい、と考えている。転入された方は、どうしても最初は戸惑ってしまう。飯田市のゴミの出し方のルールに馴染んでいただくよう、それぞれの皆さんとの接点を最大限生かし、様々な機会を捉えて粘り強く指導させていただく。外国人住民の方々に対しては、各地区での声掛けがしやすいように、4か国語のチラシを作製した。また、飯田市公民館では日本語教室を開催しているが、この中でも飯田での暮らしに必要な知識として、ゴミの分別の学習等も行っている。 |
| ④ 転居者等への周知徹底について「転入手続きの時がポイントではないか」との意見について、どう考えるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民課の窓口で対応するのは、転入手続き時には現状でもお渡しする情報量が多く、受け取られる転入者の方も消化しきれないものと思う。実際に生活を始めゴミ出しを行う際、その時初めて戸惑う場面もあるかと思うので、丁寧にサポートできれば、と考える。これは市行政だけでの対応ばかりでなく、まちづくり、隣近所での支えがあれば、地域全体としてのメリットも大きいと思う。 |
| ⑤ 比較的アパートの住民にルールが守られていないとの指摘に対し「アパートの住民総てが悪いわけではない」との声があり、アパートのオーナーや管理会社の姿勢によっても変わることから、オーナーや管理会社への働きかけが必要と思うが、どう考えるか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理会社には今年は3月に分別の周知を依頼している。その後も複数の管理会社が啓発資材を定期的に取りに来られており、入居手続きの際に一定の周知をいただいていると思われる。近年、オーナーの皆さんは、入居者との距離を置きたい方が多く、あまり積極的な協力を得られていない。ケースバイケースで対応していく。 |
| ⑥ 地区外(町村)の人が集積所にゴミを出していく、との指摘がある。お互いに市町村間で徹底を図るよう、広域で呼び掛けてはどうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・互いに同様の事案を抱えているのが実情と思うので、稲葉クリーンセンターを利用している町村職員との意見交換から始めてみたい。広域連合である程度仕様を統一した関係で、ゴミ袋の外観が共通している面がある。喬木のAコープなど、飯田市の袋と北部組合の袋の両方を扱っている所もあり、間違っって他自治体のゴミ袋を購入する場合があるかもしれない。 |
| ⑦ 事業所、飲食店のゴミ出しの問題についての指摘がある。どのように対応するか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・3月に事業所用の説明書を作成し、配布を始めた。事業所のゴミは事業所が自ら処理することとなり、飲食店のゴミは事業系廃棄物であり、原則として家庭ゴミの収集対象ではない。しかし、旧市街地では従前から家庭ゴミと不可分なゴミ排出が行われている実態は把握しており、地元衛生委員会とも協議をしていく。 |
| ⑧ ゴミ袋への氏名、電話番号の記入の有無が地区によって異なっている。市で統一してほしい、との声があるが、考え方は。 | <ul style="list-style-type: none"> ・分別に問題がなければ、業者は回収していく。プライバシー保護の観点から、全市的に行うことには問題があると考えている。しかし、特定の地域で住民総意のもとで実施するのであれば、尊重したい。 |

VI. 「分別関連」について

| | |
|---|--|
| ① 分別に関して、概ね良好という意見と、まだまだという両方の意見があるが、担当課の認識は。 | <ul style="list-style-type: none"> ・全体としては良くなっていると認識しているが、特定の集積所において分別不適の実態がある。環境課として、毎日のように個別の指導に入っている。 ・分別が不適の場合に収集業者が警告ステッカーを貼るのは、出した方に理解してもらうのが目的だが、衛生委員の方が好意で分別し直してくれている。目的からして、1週間ほどはそのままにしておいてほしい。治らない場合は、市で搬出者を特定して指導する。 ・市の分別ルールを理解していない人もおり、自分勝手なゴミの出し方をされる状態も見受けられる。転入者は前に住んでいた自治体のルールで出している場合もあり、飯田市は他の自治体に比べて分別区分が細かいことから、馴染むまでは時間を要する状況もある。 |
| ② プラゴミの扱い(どこまで洗うかなど)について、浸透していないのではないかと、という意見について現状認識は。 | <ul style="list-style-type: none"> ・再資源化の作業には、手作業の工程がある。他人が受け入れられるレベルで洗ってほしいが、洗剤を使ってまで汚れを落とすところまでは求めている。汚れが落ちにくいカレーのレトルトパックやラーメンのタレの袋などは、燃やすゴミへ出してほしい。廃プラは総て飯山市の業者に引き取ってもらっているが、飯山市のランクは「Aの下」更なる改善が望ましい。 |
| ③ 「分別の率など目に見えるデータを示し、分別の良さをアピールしては」という意見があり、分別に限らず「見える化」を進めるべきと考えるが、どう進めていくか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・隔月に稲葉クリーンセンターで組成調査を行っているが、燃やすゴミの中で8%ほどは資源になる。数値の見える化については、市の広報やホームページを活用していきたい。 |

VII. 「ゴミ箱の設置」について

| | |
|---|--|
| ① 議会報告会では「公園や人の集まる場所等にゴミ箱を設置しては」との声があったが、今回の意見交換会では「設置しない方がよい」という意見のみであった。どう考えているか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ箱のあるところは施設管理者の判断で設置しているが、現状は分別できずにゴミが溢れており、設置しない流れである。ネクスコの高速道路のSA、PAへのゴミ箱設置は、例外的措置である。 |
| ② ボイ捨ての多くを占めるコンビニのゴミに関して「コンビニや自販機の近くにゴミ箱を置かなくなったことも一つの理由か。業者の責任はどうか」との声がある。行政として対応は可能か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・時中線の入口にあるコンビニには、地域の要望でゴミ箱が設置されている。同じ業態のなかで協力体制がとれるとよい。行政としては、このような地域の要望を店舗に伝えるなど、できることを行っていく。自動販売機のゴミ箱については、実態を調査しながら、設置業者との懇談を順次行っている。 |

VIII. 「犬、猫、カラス関連」について

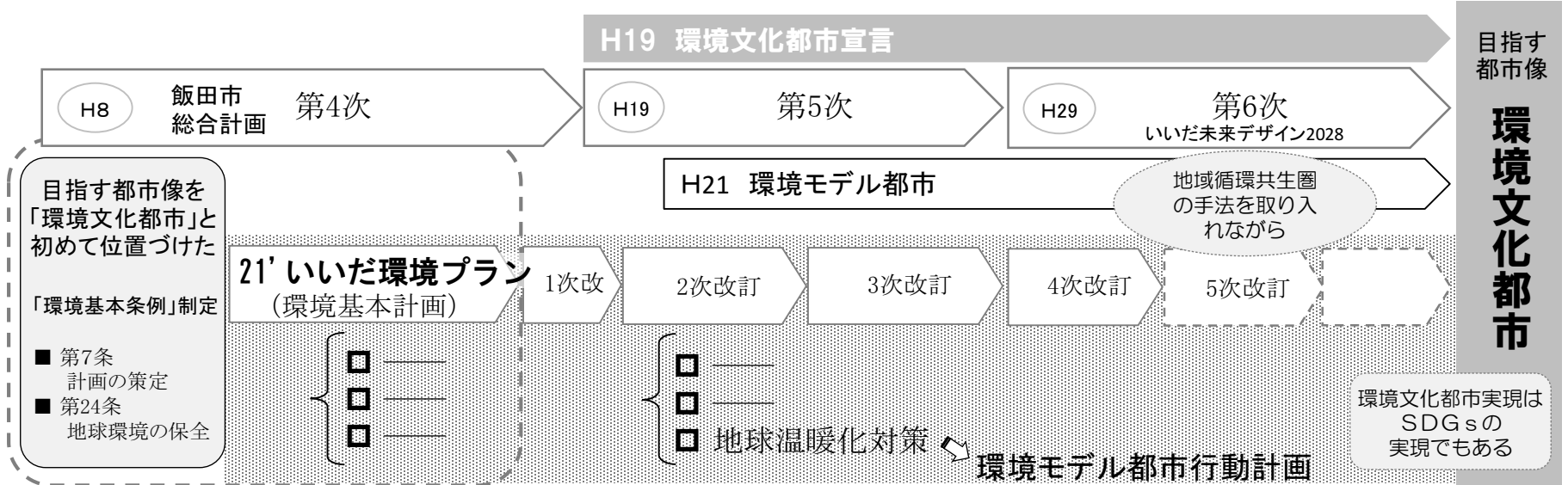
| | |
|---|---|
| ① 動物の問題では、フン害、臭害と、集積所を荒らす問題が出ている。現状認識と市への要望事項への対応はどうか。また、去勢の助成金、啓発看板について市民への周知は十分か。 | <ul style="list-style-type: none"> ・東野地区の電線にとまるカラスのフン害については、施設管理者である中電が、カラスがとまりにくい造作をしている。駅前の公園でハトに餌を与える人がいて、与えないよう説得した。猫の餌付けについて、餌を与えるのは飼うことと同じ、と説明している。地区ごとの状況について、情報共有し整理することが必要と考える。野生動物被害については、他部署とも関わりがあるので、庁内横断的に協議相談をしたい。 ・猫の去勢助成金については、飯伊動物愛護会(事務局：飯田保健所)が行っており、飯田市はフンのマナーの啓発看板を用意して、周知している。 |
|---|---|

IX. 「その他環境全般」について

| | |
|---|---|
| ① リサイクルステーションでの回収袋の老朽化が言われているがどうか。 | ・耐用年数は7～8年と思うが、3年に1度のサイクルで更新している。地区で古い袋を大切に使用していただいていると認識している。できるだけ状態のよいものを配置するよう務めていく。 |
| ② 「過剰包装が問題だ」との意見があるが、市としてできることがあるか。 | ・自治体で直接取り組むのは難しい。市民の皆さんにエシカル消費への取り組みの輪を広げていく一方、事業者サイドにはユーザーの意見に耳を傾けてほしい。 |
| ③ 河川の美化に関しては、管理者の対応が必要とのことだが、地域からは管理者に直接話ができないのではないか。 | ・市民からの意見がまちづくり委員会を通じて市に寄せられ、市で振り分けて国や県に伝えている。河川への不法投棄などは、市から施設管理者に連絡している。必要であれば、環境課にもご相談いただきたい。 |
| ④ 子どもに視点をあてた意見が出され、地域の美化活動に子どもの参加を進めている地区も多い。環境教育の現状はどうか。子どもへの働きかけをどうしていく考えか。 | ・小中学校が中心で、施設の見学やポスターの募集、環境副読本の利用などを行っている。また、幾つかの学校へは講師を派遣している。ごみゼロ運動など地域の活動に子どもが参加している地区もあり、環境美化と共に分別の学習にもなっていると思う。 |

『環境文化都市』である飯田市は 「環境モデル都市」を標榜し、地球温暖化対策に取り組む

- ★「環境文化都市」は都市宣言も行い飯田市が目指している都市像であり最上位概念
- ★「環境モデル都市」は「環境文化都市」を実現するために地球温暖化対策に先駆的取組を行う意思表示
- 環境文化都市の実現に向けた環境基本条例に基づく環境基本計画が「21' いいだ環境プラン」
- そのプランの内の地球温暖化対策を重点的に抜き出したものが「環境モデル都市行動計画」



環境基本条例 (平成9年3月)

(環境計画の策定等)

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境計画を策定しなければならない。

(地球環境の保全)

第24条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を講じなければならない。

環境文化都市宣言 (平成19年3月23日宣言)

私たち飯田市民は、地球環境問題が人類共通の課題であることに着目し、人と自然のかかわりを見つめ直して、日々の生活から産業活動まですべての営みが自然と調和するまちづくりに、先駆的に取り組んできました。

自然環境や生活環境などを取り巻く状況が厳しさの度を増している今日、「持続可能性」と「循環」を基本にして自分たちのライフスタイルから社会の有り様に至るまでをあらためて見直し、「環境に配慮」する日常の活動を「環境を優先」する段階へと発展させながら、新たな価値観や文化の創造へと高めていく必要があります。

私たちは、かけがえのない地球にある生態系の中で自然と共生する地球市民の一員としての原点に立ち返り、先人から受け継いだ美しい自然環境と多様で豊かな文化を活かしながら、市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動とによって人も自然も輝く個性ある飯田市を築くことを誓い、ここに「環境文化都市」を宣言します。

環境モデル都市 (平成21年1月選定)

国全体を低炭素社会に転換していくために、温室効果ガスの大幅削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジするモデル都市として政府から選定された自治体

プラスチックのごみ分別



●問い合わせ/環境課 廃棄物対策係 内線5466

プラスチック製の

容器や包装



プラマークが
分別の目安です。

例えば…

商品の入っていた袋、
包装していたフィルム、
コンビニ弁当などの食品容器、
カップ、トレイ、
みかんのネット、
チューブ (切り開いて中を洗う)、
発砲スチロール・緩衝材、
(大きいものは適度に砕いて袋へ入れる)
洗剤の入っていたボトル、
ボトル類のポンプノズル、
(ペットボトルの) キャップやラベル



容器や包装の汚れが
落ちない場合

容器や包装の汚れが
落ちた場合

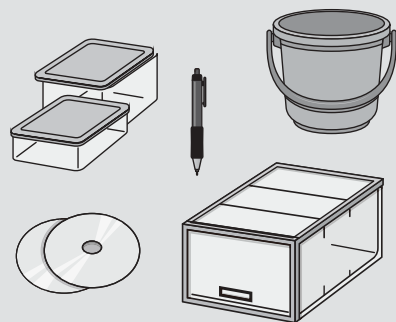
資源ごみ (プラ資源)

全てがプラスチック製の

製品

例えば…

歯ブラシ、ストロー、
スポンジ、ペン、
じょうろ、プランター、
洗濯カゴ、衣装ケース、
洗面器、ポリバケツ、
おもちゃ、
CD・DVD (ケースも)、
タッパー (保存容器)



燃やすごみ

金属などが混じった

プラスチック製の

製品

例えば…

小型家電製品
(電源コードは切断し、金属資源へ)
電池で動く・音の出るおもちゃ
(電池は取り外し、特定ごみへ)

埋立ごみ



ペットボトル

飲み物、調味料の
入っていたもの。

キャップとラベルを外し、
ゆすいでつぶしてください。

リサイクルステーションへ
持ち込むか、店頭回収

ただしペットボトルでも



プラマークが
ついているもの。

例えば、油が使われている
ドレッシングやソースの容器。

資源ごみ (プラ資源)

例えば、工作に使ったもの。
汚れの落ちないもの。

燃やすごみ

プラ資源の出し方の注意!

- ★ 分別の徹底ときれいな状態で出すことが大切です。
- ★ ビニール袋に入れて出すなど、2重袋にしないでください。



飯田市市民憲章

わたくしたちの飯田市は、美しい自然に恵まれ、長い歴史と尊い伝統文化につつまれた人情豊かなまちとして知られ、伊那谷の中心都市として躍進しています。

わたくしたちは、このまちの市民としての誇りをもち、明るく健康で豊かな市民生活を築くために、全市民のねがいをこめてこの憲章をかかげ、たがいにはげましあい、手をとりあって進みます。

わたくしたちは

- 1 自然を大切に、美しい環境の飯田市をつくります。
- 2 心身をきたえ、健康で明るい飯田市をつくります。
- 3 伝統を生かし、文化の香り高い飯田市をつくります。
- 4 善意を広め、思いやりの心で幸せな飯田市をつくります。
- 5 楽しく働き、豊かな産業の飯田市をつくります。

(昭和52年7月5日 施行)

環境文化都市宣言

私たち飯田市民は、地球環境問題が人類共通の課題であることに着目し、人と自然のかかわりを見つめ直して、日々の生活から産業活動まですべての営みが自然と調和するまちづくりに、先駆的に取り組んできました。

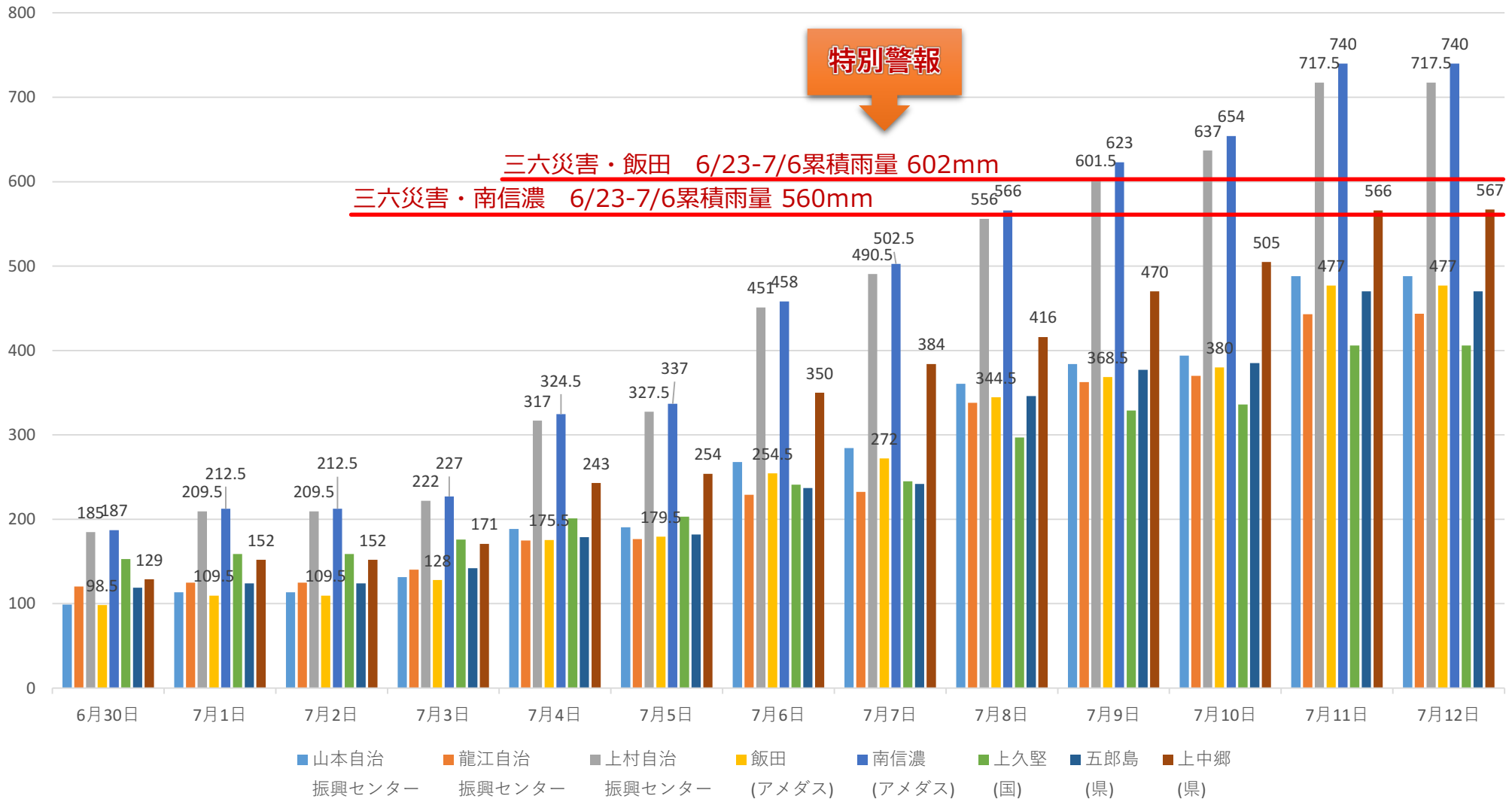
自然環境や生活環境などを取り巻く状況が厳しさの度を増している今日、「持続可能性」と「循環」を基本にして自分たちのライフスタイルから社会の有り様に至るまでをあらためて見直し、「環境に配慮」する日常の活動を「環境を優先」する段階へと発展させながら、新たな価値観や文化の創造へと高めていく必要があります。

私たちは、かけがえのない地球にある生態系の中で自然と共生する地球市民の一員としての原点に立ち返り、先人から受け継いだ美しい自然環境と多様で豊かな文化を活かしながら、市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動とによって人も自然も輝く個性ある飯田市を築くことを誓い、ここに「環境文化都市」を宣言します。

(平成19年3月23日決議 飯田市議会)

1 6月30日から7月12日までの累積雨量

6月30日から7月12日までの累積雨量



○上村・南信濃地域では三六災害時の累積雨量を超える雨量を観測。



3 降雨の特徴

| | | 山本自治 振興センター | 龍江自治 振興センター | 上村自治 振興センター | 飯田 (アメダス) | 南信濃 (アメダス) | 上久堅 (国) | 五郎島 (県) | 上中郷 (県) |
|----------------------|----|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------|--------------------|-------------------|
| 最大10分間 降水量 | 時刻 | 2020/7/11 18:30 | 2020/7/11 18:50 | 2020/7/11 21:50 | 2020/7/11 20:50 | 2020/7/7 1:50 | 2020/7/8 6:00 | 2020/7/11 18:40 | 2020/7/11 8:00 |
| | 雨量 | 12.5 | 18 | 14.5 | 11.5 | 11 | 28 | 15 | 19 |
| 最大60分間 降水量 | 時刻 | 2020/7/8 5:50 | 2020/7/8 6:10 | 2020/6/30 22:20 | 2020/7/11 21:20 | 2020/6/30 22:10 | 2020/7/8 6:00 | 2020/7/8 6:10 | 2020/7/11 8:00 |
| | 雨量 | 34 | 56 | 31.5 | 38 | 33 | 28 | 58 | 19 |
| 最大24時間 降水量 | 時刻 | 2020/7/1 10:20 | 2020/7/1 4:00 | 2020/7/1 9:50 | 2020/7/1 10:30 | 2020/7/1 10:20 | 2020/7/1 4:00 | 2020/7/1 3:50 | 2020/7/1 10:00 |
| | 雨量 | 104 | 122.5 | 196 | 105.5 | 198 | 156 | 121 | 137 |
| 時間雨量30mm以上の回数 | | | | | | | | | |
| | 回数 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | 時間 | 2020/7/8 6:00 | 2020/7/8 6:00 | | | 2020/6/30 17:00 | | 2020/7/8 6:00 | |
| | 雨量 | 33 | 51.5 | | | 30 | | 53 | |
| | 時間 | | | | | 2020/6/30 22:00 | | 2020/7/11 21:00 | |
| | 雨量 | | | | | 30 | | 34 | |

○飯田の南部地域では、7/8に50mm/hを超える雨量を観測、遠山地域は6/30夜に30mm/hを超える雨を観測している。

○降雨が長期にわたったが、30mm/hを超える降雨が少なかったことが被害が最小限となった要因と考えられる。



5 避難情報の発令（1）

| 日 時 | 発令内容 | 対 象 |
|---------------|-------------------------|--|
| 6/30（火） 23:10 | 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始 | 下久堅・上久堅・上村・南信濃地区の土砂災害特別警戒区域の居住者 454世帯1,222名 |
| 7/1（水） 5:50 | 解 除 | すべての避難情報を解除 |
| 7/6（月） 17:30 | 警戒レベル4 避難勧告 | 上村・南信濃地区全域 864世帯1,675名 |
| ” | 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始 | 上久堅・千代地区の土砂災害特別警戒区域の居住者 304世帯870名 |
| 7/8（水） 6:30 | 警戒レベル4 避難勧告 | 市内全域 40,054世帯 99,875人 |
| 7/9（木） 16:00 | 警戒レベル4 避難勧告 | 市内全域 土砂災害特別警戒区域の居住者 1,108世帯 3,302人 |
| 7/10（金） 11:40 | 警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始 | 市内全域 土砂災害特別警戒区域の居住者 1,108世帯 3,302人 |
| 7/11（土） 21:10 | 警戒レベル4 避難勧告 | 市内全域 土砂災害特別警戒区域の居住者 1,108世帯 3,302人 |
| 7/12（日） 8:55 | 警戒レベル4 避難勧告 解除 | |
| 7/12（日） 21:00 | 警戒レベル4 避難指示 | 座光寺唐沢地区の対象地域の居住者 3世帯 7人 |



7 被害状況 (1)



令和2年7月6日(月) 19:21頃
上村大島河原 土石流発生



令和2年7月1日(水)
上村中郷 ツベタ沢土石流



令和2年7月1日(水) →
4:20頃
千代法全寺 土石流



7 被害状況 (2)



令和2年7月12日 (日) 19:00頃
座光寺宮崎地籍 土砂崩落 死者1名
下流の3世帯7名に対して避難指示発令

7 被害状況 (3)



令和2年7月25日(土) 8:30頃 国道152号線 上村程野地籍
土砂の流入に伴い全面通行止め・人的被害なし・7/29(水) 6:30通行止め解除



7 被害状況 (5)



令和2年7月25日 (土) 12:00頃
市道南信濃5号線 中橋 (遠山川)

橋台の傾斜に伴い、橋げたが落下
7/7から全面通行止め・人的被害なし